

○防衛省告示第四百十号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

令和六年六月十七日

防衛大臣 木原 稔

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
六ヶ所対空射撃場水域 （青森県上北郡六ヶ所村地先）	一区域 北緯四一度〇四分〇三秒、東経一四一度二三分一二秒の基点を中心とする半径二〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位四三度から一三三度までの射界を形成する扇形区域内の海面	一区域 令和六年七月一日から同年八月三十一日までの間、毎日午前八時から午後七時まで	全ての漁船の操業の禁止

二区域

北緯四一度〇四分〇三秒、東経一四一度二三分一二秒の基点を中心とする半径一〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位四三度から一三三度までの射界を形成する扇形区域内の海面

二区域

令和六年九月一日から同年十一月五日までの間、毎日午前八時から午後七時まで